

VI 免許取消申請について

免許の取消しを申請する場合に提出してください。

	必要書類	注意事項等
①	二級・木造建築士免許取消申請書	細則第8号様式
②	二級・木造建築士免許証または免許証明書	

VII 死亡届について

二級、木造建築士が死亡した場合、その相続人は、死亡の事実を知った日から30日以内に提出してください。

	必要書類	注意事項等
①	二級・木造建築士死亡届	細則第5号様式
②	戸籍謄本等死亡の事実を確認できる書類	
③	二級・木造建築士免許証または免許証明書	

VIII 精神機能の障害の届について

二級・木造建築士が精神の機能の障害を有することにより業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことできない状態となった場合、本人又はその法定代理人若しくは同居の親族はその日から30日以内に次の書類を提出してください。

	必要書類	注意事項等
①	二級・木造建築士に係る精神機能の障害の届	細則第7号様式
②	医師の診断書	病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他、参考となる所見を記載したもの
③	二級・木造建築士免許証または免許証明書	

IX 欠格事由該当届について

二級・木造建築士が、禁錮以上の刑に処せられた場合や建築士法に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた場合は、本人が刑の確定の日から30日以内に次の書類を提出してください。

	必要書類	注意事項等
	二級・木造建築士欠格事由該当届	細則第6号様式
	欠格事由に該当する事実を証明する書類	
	二級・木造建築士免許証または免許証明書	

X 失踪宣告届について

二級・木造建築士が、失踪宣告を受けた場合、戸籍法による失踪の届出義務者は失踪宣告の日から 30 日以内に次の書類を提出してください。

	必要書類	注意事項等
①	二級・木造建築士失踪宣告届	細則第 9 号様式
②	戸籍抄本	
③	二級・木造建築士免許証または免許証明書	

X I 罰 則

平成 19 年 6 月 20 日施行の建築士法改正により、VII（死亡届）・IX（欠格事由該当届）の届出を怠った場合の罰則の規定が設けられました。（10 万円以下の過料）